

歯科点数表 第12部に規定する製作技工に要する費用及び
製作管理に要する費用に関わる主な診療報酬点数表
 (2018年(平成30年)4月1日実施)

No.1

区分 番号	項 目	単 位	所定点数
M010	金属歯冠修復		
	1 インレー イ単純なもの	1個	190 点
	ロ 複雑なもの	1個	284 点
	2 4分の3冠(前歯)	1個	370 点
	3 5分の4冠(小臼歯)	1個	310 点
	4 全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)	1個	454 点
M011	レジン前装金属冠		
	1 前歯	1歯	1,174 点
	2 小臼歯	1歯	1,174 点
M015	非金属歯冠修復		
	1 レジンインレー イ単純なもの	1個	104 点
	ロ 複雑なもの	1個	156 点
	2 硬質レジンジャケット冠	1個	768 点
M015-2	CAD/CAM冠	1歯	1,200 点
M016	乳歯冠		
	1 乳歯金属冠の場合	1歯	200 点
	2 1以外の場合	1歯	390 点
M017	ポンティック	1歯	434 点
	注 レジン前装金属ポンティックを製作した場合は、部位に応じて次に掲げる 点数を所定点数に加算する。		
	イ 前歯部の場合 746点を加算	1歯	1,180 点
	ロ 小臼歯部の場合 200点を加算	1歯	634 点
	ハ 大臼歯部の場合 50点を加算	1歯	484 点
M017-2	高強度硬質レジンプリッジ	1装置	2,500 点
M018	有床義歯		
	1 局部義歯 イ 1歯から4歯まで	1床	584 点
	ロ 5歯から8歯まで	1床	718 点
	ハ 9歯から11歯まで	1床	954 点
	ニ 12歯から14歯まで	1床	1,382 点
	2 総義歯	1顎	2,162 点

**歯科点数表 第12部に規定する製作技工に要する費用及び
 製作管理に要する費用に関わる主な診療報酬点数表**
 (2018年(平成30年)4月1日実施)

No.2

区分 番号	項 目	単 位	所 定 点 数
M019	熱可塑性樹脂有床義歯		
	1 局部義歯 イ 1歯から4歯まで	1床	652 点
	ロ 5歯から8歯まで	1床	878 点
	ハ 9歯から11歯まで	1床	1,094 点
	ニ 12歯から14歯まで	1床	1,712 点
	2 総義歯	1顎	2,722 点
M020	鑄造鉤		
	1 双子鉤	1個	246 点
	2 二腕鉤	1個	228 点
M021	線鉤		
	1 双子鉤	1個	212 点
	2 二腕鉤(レストつき)	1個	152 点
	3 レストのないもの	1個	132 点
M021-2	コンビネーション鉤	1個	232 点
M023	バー		
	1 鑄造バー	1個	450 点
	2 屈曲バー	1個	260 点

※本表は、歯科関係者間における製作技術点数の共通認識のため、歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴の通則5に関わる主な項目の所定点数を示したものです。

◎製作技工及び製作管理に係る解釈について(疑義照会)
 平成30年1月19日 公益社団法人 日本歯科技工士会
 (照会事項)

歯科点数表 第12部 歯冠修復及び欠損補綴の通則5に規定される「製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用」には、原則として材料料が含まれないと解してよろしいか。

◎疑義照会に対する回答
 平成30年3月28日 厚生労働省保険局歯科医療管理官
 (回答)

貴見のとおり解して差し支えない。

歯科診療報酬点数表
 第12部 歯冠修復及び欠損補綴
 通則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。